

日本医療大学不正防止委員会規程

(平成 28 年 2 月 10 日制定)

(設 置)

第 1 条 日本医療大学（以下「本学」という。）における公正な研究活動の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るため、本学不正防止委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、必要な業務を行う。

- (1) 研究活動の不正防止に関する基本方針及び防止計画の策定、並びにそれに基づき公正な研究を実施するための教育・啓発活動
- (2) 不正行為が生じた場合の調査、審理及び判定
- (3) その他公正な研究の実施及び研究活動上の不正行為の防止を図るための必要事項
(基本方針及び防止計画の策定)

第 3 条 委員会は、不正防止対策の基本方針を策定すると共に、それに基づく不正防止計画を毎年度策定する。

- (1) 委員会は、不正を発生させる要因の把握に努め、それを基本方針及び不正防止計画に反映させる。
- (2) 委員会は、基本方針及び不正防止計画につき、関係部署と連携し、適切な方法で教職員に周知を行う。
- (3) 委員会は、内部監査部門及び監事と連携し、基本方針及び不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う。

(委員会の組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 本学研究倫理委員会委員長
- (2) 各学部長
- (3) 各学科長
- (4) 事務局長
- (5) 各学科から選出された委員 各 1 人

2 学長又は委員会が特に必要と認めるときには、次の各号に掲げる者を委員とすることができる。

- (1) 学外の専門家
- (2) その他必要と認められた者

(委員長)

第 5 条 委員長は、本学研究倫理委員会委員長をもって充てる。

2 委員長は、第 2 条に規定する委員会の任務について総括する。

3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故がある場合は、あらかじめ委員長が指名した委員が議長となる。

(任期)

第6条 第4条第1項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

(意見の聴取)

第8条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(責任体制)

第9条 本学における研究活動の不正行為防止を目的として、不正防止を対象とする最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、具体的な不正防止計画を推進する。

2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、研究活動の不正防止について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。最高管理責任者は、研究活動における不正防止に関する基本方針を策定及び周知し必要な措置を講じるとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任をもってその業務を遂行できるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。

3 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正防止について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者とし、研究部門については各学部長を、財務部門については事務局長をもって充てる。統括管理責任者は、組織横断的な体制を統括する責任者であり、本学の具体的な不正防止計画を策定及び実施し、実施状況を把握するとともに、最高管理責任者へ定期的に報告する。

4 コンプライアンス推進責任者は、研究活動における不正防止について実質的な責任と権限を持つ者とし、推進責任者については各学科長及び学長が指定する事務局グループ長をもって充てる。コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、不正防止を図るため、研究費等の運営及び管理を含め研究活動に関わる全ての職員に対し、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、受講状況を管理監督する。

(不正調査部会)

第10条 不正行為に関する告発等により、委員会が必要と認めたときは、委員会に不正調査部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の組織及び関連事項は、別に定める。

(関係規程)

第11条 研究活動における不正行為一般が生じた場合の調査、審理及び判定並びに認定に係る手続きは、「本学研究活動の不正行為に関する取扱規程」の定めるところによる。

- 2 学内研究費の適正な取扱いに関する事項は、「本学における学内研究費の運営及び管理に関する取扱規程」の定めるところによる。
- 3 学外研究費（競争的研究費等を含む）の適正な取扱いに関する事項は、「本学における競争的研究費等の運営及び管理に関する取扱規程」の定めるところによる。
- 4 研究倫理指針に抵触する研究倫理上の不正防止に関する事項は、「本学研究倫理委員会規程」の定めるところによる。

（庶務）

第12条 委員会及び部会の庶務は、関係部署の協力を得て、本学事務局において行う。

（雑則）

第13条 この規程に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第14条 この規程の改廃は、学長が教授会に意見を求めて行う。

附則

この規程は、平成28年2月10日から施行する。

附則

この規程は、令和元年12月1日から施行する

附則

この規程は、令和5年6月1日から施行する。